

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	地方税の還付に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、地方税の還付に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

枚方市長

公表日

令和7年8月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の還付に関する事務
②事務の概要	地方税法及び地方税法に基づく条例に従い、市税に還付金が発生した場合の還付金支払事務を行う。 ①税額に変更あり、還付金が発生した納税者に還付金請求書を送付する。 ②提出された還付金請求書に記載の口座情報または公金受取口座情報を照会し、還付金口座の登録を行う。 ③還付金口座への入金処理を行う。
③システムの名称	税総合システム、滞納整理システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
還付金口座登録ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表24の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【照会】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表48の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条 【提供】 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は実施しない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	枚方市役所 市民生活部 納税課
②所属長の役職名	納税課長
6. 他の評価実施機関	
特に無し。	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所 市民生活部 納税課 072-841-1379

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[O]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[O]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバーは収集しないこととし、還付金が発生した納税者に還付金請求書を送付し、還付用の口座情報の申込みを受ける。 ・口座情報等の登録の際に不備が生じた納税者のみ照会を行い、情報提供ネットワークシステムを通じた照会を行う際は、住所を含む3情報による照会のみ行うこととしている。 ・書類を送付等する際は、宛先等に誤りがないか、複数人での確認を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・システムへのアクセス可能な職員は、ID・パスワード等の設定により限定している。 ・定期的アクセスログを確認することで、不正なアクセスがないことを確認している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律 別表第1の16 の項	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律 別表24の項	事後	
----	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステ ムによる情報連携 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律 別表第2の27 の項	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表48の項	事後	
----	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当 部署 ①部署	枚方市役所 市民生活部 税務室 納税課	枚方市役所 市民生活部 納税課	事後	
令和7年8月4日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取 扱いに関する問い合わせ 連絡先	枚方市役所 市民生活部 税務室 納税課	枚方市役所 市民生活部 納税課	事後	
令和7年8月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年10月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年8月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年10月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年8月4日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である		
令和7年8月4日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		・マイナンバーは収集しないこととし、還付金が 発生した納税者に還付金請求書を送付し、還付 用の口座情報の 申込みを受ける。 ・口座情報等の登録の際に不備が生じた納税 者のみ照会を行い、情報提供ネットワークシ ステムを通じた照会を行う際は、住所を含む3情 報による照会のみ行うこととしている。 ・書類を送付等する際は、宛先等に誤りがない か、複数人での確認を行っている。		
令和7年8月4日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 最も優先度が高いと考えられ る対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリ スクへの対策		
令和7年8月4日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である		
令和7年8月4日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 判断の根拠		・システムへのアクセス可能な職員は、ID・パス ワード等の設定により限定している。 ・定期的にアクセスログを確認することで、不正 なアクセスがないことを確認している。		